

2023年11月6日

京都府知事 西脇隆俊 様

物価高騰から府民を守るため、中小事業者支援と一体の賃上げ、くらしと子育ての負担軽減、循環型経済で地域再生へ。自治体として“公共の役割”発揮を

2024年度

京都府予算に関する申入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長

島田 敬子

【はじめに】

いま、急激な物価高騰やコロナ5類移行のもと、府民の暮らしや生業、地域は深刻な危機におかれています。

その背景には、経済成長が止まり賃金が上がらない、重すぎる税金と貧しすぎる社会保障・教育、食料とエネルギーが自給できない、バブル崩壊後からの長期に渡る経済停滞——「失われた30年」といわれる政治の責任があり、その抜本的転換が求められています。

京都府においては、北陸新幹線延伸や「北山エリア」整備計画などの大型開発優先、水道広域化・民営化など公務の民間開放により自治体の役割をゆがめる方向が、国と一体で進められています。しかし、これでは府民の願いにこたえられないばかりか、破たんとうきづまりをいっそう深刻にするばかりです。

こうした新自由主義的な政治をあらため、中小企業直接支援と一体の賃金引き上げ、子育て・教育の抜本的負担軽減と若年層の雇用の安定、医療や公衆衛生の体制強化、農林漁業を支え地域の循環型経済を起こし持続させるなど、自治体本来の“公共の役割”を取り戻し、発揮することこそ京都府に求められています。

また国が、大軍拡と敵基地攻撃能力保有、原発の稼働延長と新增設などに踏み出す新たな局面において、京都府が府民を危険にさらすことを許さない立場で国に対峙して言うべきことを言う姿勢が求められています。

については、日本共産党京都府会議員団として、来年度予算編成に対し、「重点要望」29項目、「分野別要求」165項目を提案し、すみやかに予算化・施策化されるよう、つよく求めるものです。

《重点要望》

1. 物価高騰のもと、中小企業への直接支援、抜本的な賃上げ、地域循環型経済を

物価高騰を上回る賃上げが社会的要請となるなか、京都の最低賃金が1008円に引き上げられた。地方審議会も「大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者の支払能力を補完するための具体的な支援施策等を求める」とし、非正規労働者率が全国4位であり、「他の都道府県よりも突出して、非正規労働者等が地域経済の中核として多くの生産財やサービスを支えている」ことに言及するなど、2021年6月府議会の意見書「中小企業支援と一体での賃上げ」支援がますます重要になっている。

ところが知事は、賃上げは経済団体への要望にとどまり、支援は「生産性向上と高付加価値化」が軸で、中小企業への直接の賃上げ支援策などに背を向け、物価対策に最も効果のある消費税減税は拒否、インボイスは国の立場で推進し、中小零細事業者などの苦難を全く視野に入れようとしていない。産業政策でも、「産業リーディングゾーン」「スタートアップ・エコシステム」など、ITやDX分野に偏重しているうえ、政府の「リスクリング」方針にならって、「リカレント教育」、「業種・職種・地域を超えた人材移動の促進」など雇用の流動化推進の姿勢が顕著となっている。

こうした姿勢を転換し、京都経済を現に支えている中小・小規模事業者、裾野の広い製造業や、地域・暮らしと一体の伝統産業、商店街などへの支援と地域循環型経済を起こし継続する対策こそ求められる。

- (1) 中小企業支援と一体に最低賃金をさらに時給1500円へ引き上げ、全国一律最低賃金制度とするよう、国に求めること。府独自に中小事業者への賃上げ直接支援制度を創設するとともに、抜本的な賃上げ・処遇改善を実現するため、知事を本部長とする「中小企業支援・賃上げ実現本部」(仮称)及び担当組織を設置し、経済界・産業界・労働界などと連携した本格的な体制づくりととりくみを行うこと。
- (2) もっとも効果的な物価高騰対策である消費税の5%への減税を決断し、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保するよう、国に求めること。中小・零細事業者や個人事業主に増税を押し付け、国民的大増税に道を開くインボイス制度は、直ちに廃止・撤回するよう、国に求めること。
- (3) ゼロゼロ融資等の返済支援を強化し、相談体制、借り換えや返済猶予など弾力的運用を行うとともに、コロナ禍時に遡及した家賃などの固定費支援、物価高による燃料費・原材料費の値上げ分を価格転嫁できない事業者への値上げ分の補てん支援を行うこと。
- (4) 農林水産業の飼料・肥料・資材・燃料費などの高騰に対する緊急対策を国に求めるとともに、府独自の支援策を実施すること。
- (5) 賃金下限や労働者保護規定などを盛り込んだ公契約条例を制定し、府の公契約下で働く人々の賃上げと雇用継続、法定福利費、仕事の質と人材確保、技術の継承、健全経営、地域の活性化などを図ること。会計年度任用職員について、同一労働・同一処遇の実現にむけ、抜本的な賃上げや権利の拡充、正規職員も含めた雇用継続のしくみをつくること。

2. 子育て・教育——子ども医療費や給食費の無償化、学費負担の軽減を

コロナ禍と物価高騰により、子育て世帯の負担増や学生の困窮など、「貧困と格差」がいつそう拡大し、府の合計特殊出生率は1.18(都道府県40位)となるなど、人口減少社会が今後も続く事態に陥っている。

知事は「子育て環境日本一」を掲げるものの、若年層の困難や「少子化」の原因にメスを入れずに、官民連携を掲げた「子育てにやさしい風土づくり」など、企業利益に資する事業施策へ、自治体の役割をゆがめ推進している。府民的な運動により、子どもの医療費助成制度などが拡充されたが、知事は「ベースを支える」とし、他の都道府県と比べても最低水準にとどまり、積極的に市町村を支援する役割は果たそうとしていない。

「子育てにやさしい職場づくり」は、本来なら、安心して働き、子育てとの両立を支援すべきであり、非正規から正規雇用への転換、賃上げ・処遇改善こそ求められるが、具体策は見当たらない。

教育では、学校給食費無償化支援が遅れ、府教育振興プランに「教育環境日本一」を掲げるものの、府立高校タブレットは自己負担、少人数学級・教員の抜本的増員、教員の超勤改善、学生の高学費・奨学金返済負担軽減など手立てがなく、一方、「教育の担う人づくり」として、人口減少、グローバル化、超スマート社会への対応、AI活用などが打ち出されている。

憲法と教育基本法にもとづき、全ての子どもたちの学びと成長を保障すること、そのための教職員の体制も含めた条件整備にこそ、本府の役割発揮が求められる。

- (1) 子どもの医療費助成制度は、国に制度拡充を求めるとともに、府の制度として高校卒業まで入院・通院ともに無料化をめざし拡充すること。
- (2) 全員制のあたたかく栄養のある中学校給食をどの地域でも実施できるよう、また小・中学校の給食費無償化ができるよう、市町村を支援すること。安易な民間委託を行わないこと。
- (3) 小・中学校、および高校で30人以下学級を早急に実施し、1人ひとりに即した学習を保障すること。そのため、府として「京都式少人数教育」を見直し、緊急かつ計画的に正規教員を増やし、教員定数の抜本的改善と専科教員増員を行うこと。社会問題となっている教職員長時間・過重労働と教員未配置の解消のため、教員「給特法」、時間外勤務手当の改正を国に求めること。
- (4) 高校授業料無償化の復活、府立高校タブレットの公費負担、高校教科書などの無償化を行うこと。高等学校等修学支援金制度、高校生等奨学給付金制度の拡充、高校生への就学援助制度、上級学校への進学に向けた給付制奨学金の拡充等を進めるよう国に求めるとともに、府独自の高校生への支援制度をつくり予算を確保すること。
- (5) 公立大学法人の授業料を引き下げ、減免制度を拡充すること。学生のための給付制奨学金を府独自に創設し、奨学金返済支援制度については改善し、対象を拡充すること。大学等と連携して、学生の暮らしや学費負担、アルバイトなどに関する専用相談窓口を設置すること。

3. いのちを守る——コロナ禍の総括、医療・介護の体制強化、安心できる社会保障を

3年以上にわたるコロナ禍が、医療や介護、福祉、保育をはじめ、社会保障に関わるあらゆる現場の弱体化、社会保障給付抑制・削減路線のゆがみを浮き彫りにしたが、政府は、コロナ対策の縮小、患者負担増と社会保障関係費のさらなる削減を狙っている。

府は、総合計画で「府民全員が自らの健康は自ら守るとの意識を持ち」など「自己責任論」をいまだに打ち出しているうえ、コロナ禍で起きた「施設留め置き死」、「臨時的医療施設(入院待機ステーション)」の総括、また保健所統廃合などの検証に背を向け続けており、その下での感染再拡大では、対策や情報発信なども国の範囲内にとどめられ、対策は現場まかせで、受診抑制、医療・介護現場へのしわ寄せなど深刻な事態を招

いている。

国の社会保障削減路線に対して、府民のいのちや健康を守る立場で言うべきことを発言するとともに、医療や公衆衛生などの体制強化、ケア労働者の増員と処遇改善など、府独自の役割発揮こそ求められる。

- (1) コロナ禍の教訓をふまえ、今後の新興感染症対策を実効あるものとするため、情報発信と共有問題、入院コントロールセンターや入院待機ステーションの運営、宿泊療養施設の在り方や施設留め置きや在宅支援、PPE 備蓄をはじめ、これまでの総括を、関係者の意見をふまえ、広く行うこと。また、改定される保険医療計画の別冊として策定される京都府感染症予防計画については、総括を踏まえたものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対し、10 月から、全額公費負担としてきた抗ウイルス薬の窓口負担の実施や、入院医療費の患者負担への公的支援の縮小、病床確保料の対象限定など、実施されることとなる。患者負担や医療現場への負担について見直すこと。
- (3) 来年秋の健康保険証廃止をやめ、マイナンバーカード取得と保険証との紐付けの実質強制をやめること。これまでどおり紙の保険証を全国民に発行・交付できるよう国に求めるとともに、市町村が職権発行するよう協議すること。
- (4) 医療・介護・保育・福祉・障害など、公定価格等で運営している施設のケア労働者の低すぎる賃金を抜本的に引き上げるため、国が財源措置を行うよう求めるとともに、来春の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス報酬の改定にあたり、賃上げに資する改定と別建てを含む財源保障を行うよう求めること。府としても、ケア労働者の賃上げへの独自施策を実施すること。

4. 大型開発・公務の民間開放をやめ、災害対策、地域支援など公共の役割発揮を

北陸新幹線延伸計画は、今年度に続き24・25年度当初も着工不能であるにもかかわらず、調査費を計上し、府民負担は全く明らかにせず、山陰新幹線の要望まで上げて推進している。「北山エリア」計画は、府民的運動により見直しが余儀なくされるもとでも、植物園「賑わい」化、府立大学内アリーナ計画などを白紙撤回せず、府立大・学生体育館・老朽学舎建てかえでは全く責任を果たしていない。府南部の新名神関連事業、城陽東部丘陵開発、自動運転と自動配送物流システム、山陰近畿自動車道、早期全線開通への要望など、莫大な府民負担を強いる大型開発計画が目白押しとなっている。

カジノ・万博計画を、「関西経済の起爆剤」とする関西財界とともに、インフラ・基盤整備などに税金をつぎ込むことに批判が広がるなか、知事は関西広域連合・副連合長として、学研都市「サテライト化」、「万博・京都支援協議会」の立ち上げなど推進。「観光総合戦略」改定でも、インバウンドの再興、京都市と一体で都市の再開発・大規模規制緩和など進めている。

人口減少やコロナ禍を口実に、政府と財界が「圏域行政化」「デジタル化」など地方自治のしくみを改変し、住民個人情報や公的サービスの企業利活用をねらうもと、府はマイナンバーカードの普及促進、「北部地域連携都市第2期ビジョン」で水道広域化・民営化、消防広域化など打ち出し、市町村合併により弱体化した地域に、さらに団体自治・住民自治を弱め企業利益に資する「自治体のプラットフォームビルダー化」など役割の変質を進めている。国言いなりに、トップダウンで、府民の実態や声を聞く住民自治の姿勢が弱く、新たな施策がほとんど見当たらず、防災や公衆衛生の体制・予算は弱められ、現場府職員に矛盾が押しつけられている。

これらを改め、「住民福祉の増進」へ、府民と市町村を支え公共の役割を発揮することこそ求められる。

- (1) 北陸新幹線延伸計画は、自然環境や住環境の破壊、過大な財政負担を住民と沿線自治体に押し付けるものであり、中止すること。国と鉄道運輸機構に対し、事業認可前の調査費計上と地質調査などの実施中止を求め、調査協力はやめること。リニア中央新幹線の京都府域への誘致や、山陰新幹線建設の要求はとりやめること。
- (2) 府民の声を聞かず民間企業に作らせた「北山エリア整備基本構想」は、白紙撤回すること。府立大学の体育館を、学生のための専用施設として早急に建て替え、老朽化した府立大学施設の建て替えを急ぎ、予算を確保し、「京都府における知の拠点」にふさわしいものにすること。府立植物園は、博物館法に位置付けられた役割が発揮できるよう、管理運営への指定管理者導入はせずに府直営とし、予算や体制充実をはかること。
- (3) 新名神高速道路と物流拠点やアウトレット事業、城陽市東部丘陵地開発、学研都市開発、向日町駅周辺開発、舞鶴港国際埠頭二期工事、京都市と連携した都市部の大規模規制緩和など、不要不急の公共事業や大資本を呼び込むための規制緩和計画などは、いったん中止し見直すこと。
- (4) 大阪・関西万博は IR・カジノと一体であり、会場建設費・インフラ整備など膨大な国民負担を強いるものであり、中止を求めること。
- (5) 健康保険証廃止と一体にしたマイナンバーカードの強制中止を求めること。マイナンバー制度そのものが、政府による国民生活全体の管理と監視につながる危険をもち、企業による個人情報の利活用をねらいにしたものであり、紐づけの拡大をやめ、制度の見直し・廃止を求めること。
- (6) 「北部地域連携都市構想 第2期ビジョン」により、市町に「選択と集中」「分担と連携」「機能的合併」を押し付けるのをやめること。水道事業の広域化、消防指令センターの共同運用は中止すること。
- (7) 府営水道へ自治体水道を経営統合せず、自治体の浄水場を生かし、いのちの水＝水道事業を充実させること。「ウォーターPPP」の導入、上下水道一体化による官民連携などを進める水道・下水道の広域化を強行しないこと。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、技術的・財政的支援を自治体の上下水道事業に行い、簡易水道事業への補助制度拡充と存続を国に求めること。
- (8) 消防指令センターの広域化は消防力を弱めるものであり、立ち止まって再検討するとともに、各消防本部への財政支援を国に求めること。
- (9) 被災者生活再建支援法等の見直しを国に求めるとともに、府独自の住宅改修支援は一部損壊も対象にすること。災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策の拡充等、見直しを行うこと。災害により生じた民地・農地の土砂等の撤去など復旧に支援を行うこと。
- (10) 地域計画や地域づくりの基本を住民の福祉の増進に置き、住民と当事者の意見を踏まえること。府民のいのち・暮らし・生業と地域を支える役割を発揮するため、これ以上の府職員の定数削減を行わず、超過勤務を縮減し、計画的な増員・定数増により、保健所・土木事務所をはじめ必要な体制を確保すること。広域振興局、土木事務所などの体制を統廃合前に戻し、強化すること。

5. 国いいなりでなく、原発ゼロ、気候危機打開、平和憲法を守り生かす発信を

気候危機は COP27 目前の極めて重大な局面であり、パリ協定の実装化へ温室効果ガス削減・エネルギー

一対策など抜本的なとりくみが求められる。ところが政府は大型石炭火力の建設を続け、「クリーンエネルギー」と称し、原発の稼働延長、新增設へ踏み出そうとしている。

京都府は、世論に押されて「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」「2030年度に2013年度比40%以上削減」を標榜するものの、原発の再稼働・稼働延長を容認しており、高浜1・2号機という最古の原発の再稼働・稼働延長という新たな局面でも国や関電にモノ言わず、舞鶴石炭火電も存続を容認している。

さらに、政府の大軍拡・「敵基地攻撃能力」保有の方針の具体化として、府域の京丹後米軍基地や北部から南部まで自衛隊基地強靱化や日米共同軍事訓練など、府民が戦争に巻き込まれる危険が高まっているにもかかわらず、知事は、米軍基地・交通事故・オスプレイ飛行などめぐるても「説明を求める」のみで、容認姿勢にとどまっている。

これらを改め、府民の安全を守る立場で、国に言うべきことを言い、平和を守り憲法を生かす府政こそ求められる。

- (1) 隣接する福井県域をはじめ、原発の稼働延長や新增設に反対すること。エネルギー基本計画は、原発を「ベースロード電源」とするのをやめ、再生可能エネルギーを基本とするものに見直すよう国に求めること。関西電力敷地内の使用済み核燃料貯蔵施設建設に反対すること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画編については、30 kmの範囲に限定せず府内全体を対象とすること。
- (2) 「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」で規定した温室効果ガス排出量の「2050年の実質ゼロ」、当面の目標として「2030年度に2013年比40%以上削減」を規定したが、目標のさらなる引き上げを行うこと。年間880万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電の操業停止を求めること。エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの飛躍的普及をすすめること。
- (3) 丹後半島各地での大規模風力発電計画は中止し、南山城村メガソーラーの運用にあたっては、土砂災害・水害等を防ぎ、環境破壊を許さないよう行政指導を強化すること。太陽光や風力発電等の整備にあたっては、「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングを規定する等の条例を検討するとともに、良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止を目的にした「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定すること。住民合意と協力、環境を壊さず、利益が地域に還元される再生可能エネルギー利用のため、環境影響評価も含め、府がイニシアティブを発揮すること。
- (4) 「安保3文書」による大軍拡と「敵基地攻撃能力」保有など、「海外で戦争できる国づくり」をめざす計画に反対すること。京丹後米軍基地強化と自衛隊との一体化、府内自衛隊基地の「地下化」など強靱化、舞鶴海上自衛隊へのトマホーク配備、精華町・祝園弾薬庫への大型火薬庫建設、日米共同軍事訓練などは中止するよう求めること。舞鶴港への米軍・NATOなど外国軍の艦船の入港、軍事的利用は拒否し、「平和の港」として発展させること。
- (5) 憲法改悪、とりわけ9条改憲、緊急事態条項の創設などに反対すること。

《分野別要求》

1. 社会保障の連続改悪に反対し、いのちを守る医療・介護・公衆衛生の体制充実を

- (1) 保険医療計画と関連計画の見直しの年であり、来年度は実効ある予算が求められる。パブリックコメントだけでなく、広く府民に説明、対話、意見交換の場をもち、現場の実態をふまえたものとなるように努めること。また二次医療圏単位で完結する医療体制と介護制度との連携を図ること。
- (2) 京都府中期的な医療費の見直し（医療費適正化計画）は、実効性が乏しく、廃止を検討するよう国に求めること。
- (3) コロナ禍や物価高等の深刻な影響による受診控えが起きないよう、無料低額診療の実施医療機関を目標ももち、また歯科も含め対象を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。また、保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めるとともに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- (4) 南丹みやま診療所については、休止された入院病床の再開や往診の充実等のため、休止せず地域住民が安心して利用できるよう、すみやかに常勤医師を確保すること。そのために、京都府が直接確保する努力も含め、南丹市と連携して取り組むこと。また、医師確保や看護師等確保に全力をあげること。また、さらに老人保健施設の再開をはじめ、介護保険サービスが利用できるよう、体制確保も含め支援を行うこと。難聴者への公的支援制度を実施するよう国に求めるとともに、京都府として具体化をはかること。
- (5) 京都府ヤングケアラー総合支援センターをはじめとしたヤングケアラー対策について、教育現場をはじめ府民的周知を行うとともに、実態を把握し、寄り添った支援に取り組み、生活・学習支援に取り組むこと。
- (6) 医師偏在解消を建前とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」制度の拡大は速やかに見直し廃止するよう求めること。
- (7) 府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数を抑制するための新専門医制度のあり方を見直すよう国に求めること。
- (8) 国民健康保険運営方針の改定にあたり、高すぎる保険料の見直しのため、国による公費負担を抜本的に拡充すること。また、一般会計からの繰り入れなど、これまで市町村が保険料負担を抑えてきた努力を無にする、統一保険料導入は行わないこと。また保険料負担軽減のため、府として支援すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を脅かすような滞納処分や地方税機構への移管はやめ、国保法 44 条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。
- (9) 後期高齢者医療制度の窓口負担の 2 割化を元に戻し、保険料を引き下げるとともに、速やかに廃止すること。また 70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割へ引き下げよう、国に求めるとともに、京都府老人医療助成制度については、元の窓口 1 割負担に戻し、さらに対象年齢を拡充すること。
- (10) 介護保険制度のさらなる抜本改悪を許さず、保険給付を拡充し、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁を中止すること。介護保

険への財源措置の強化なしに、「保険あって介護なし」の事態は解決できない段階に来ており、抜本的な見直しを求めること。

- (11) 特別養護老人ホームをはじめとした入所施設の計画的な増設、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。介護保険の補足給付改悪により、深刻な負担となっており、国に元に戻すよう求めること。地域ケア会議等への公的関与の仕組みを高めること。
- (12) 障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。障害児・者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条の廃止を求めること。
- (13) 障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- (14) 障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
- (15) 障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。
- (16) 重度障害者医療助成制度の拡充にあたっては、精神障害者（児）手帳2級まで対象とすること。また、精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。
- (17) 精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を充分反映し、医師、看護師などの増員を行うこと。
- (18) 発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。
- (19) 障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。
- (20) 府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減、自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- (21) 医療的ケア児・者を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。特に医療的ケア児を受け入れることが出来る療育施設、保育所が丹後圏域にはほとんどないなど、どの地域でも安心してケアを受けられる体制の整備が急務となっている。府として、対策に全力を上げること。

- (22) 京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児・者医療制度について、障害者手帳3級と療育手帳Bも対象とするなどに拡充すること。
- (23) 生活保護の申請権を保障し、市町村窓口申請用紙を置き、保護の決定は法定期限の2週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。生活保護の削減を中止し、人権を守る制度として改善・強化すること。高齢加算を復活させ、引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬季加算を元に戻し、夏季加算の創設等を国に求めること。生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラー設置費用への支援を行うこと。
- (24) 桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- (25) 民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- (26) 府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。
- (27) 府立看護学校の建て替えを行う際には、養成定数の拡大と就労支援策を充実し、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。
- (28) 公的年金について、「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。
- (29) 自殺対策について、府内関係機関と連携して強化すること。
- (30) 総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げの見直しを求めること。
- (31) 肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- (32) 難病法は抜本的に見直し、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるよう制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。

- (33) 高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。
- (34) 人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。
- (35) 周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- (36) 「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- (37) アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。
- (38) 化学物質過敏症（CS）・香害など、新たな課題についても実態を掴むとともに、あらゆる機会を通じた府民への周知、学校現場での合理的配慮に取り組むこと。
- (39) 高齢者の健康を保障する上でも重要な加齢性難聴における補聴器購入への支援を行うこと。
- (40) 物価高騰が続くなか、生活保護制度の基準の引き上げ、各種減免制度の周知徹底や給付金再給付など、国に求めるとともに府としても手立てを尽くすこと。越年対策について、今から補正予算や食料の無償提供、相談体制など準備を進め、広く周知すること。
- (41) 消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。
- (42) 「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。
- (43) ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うこと。性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現などに取り組むこと。
- (44) 選択的夫婦別姓制度の実施ができるよう法改正を国に求めること。

2. すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

- (1) 高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「府立高校のあり方」に「新しい普通科」など「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改め、競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。適正規模を口実にした統廃合は行わないこと。
- (2) 私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。
- (3) 学生・高校生の就職活動が深刻な影響を受けるなか、新卒者の採用維持・拡大などを経済界に要請し、府として緊急雇用対策などの手立てを講じること。
- (4) 子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校配置し、定数化・正規職員とし、相談・支援体制を強化す

- ること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。
- (5) 学校における ICT 等の活用については、新たな格差を生まないよう、機器購入や通信環境整備などは公費で行い、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートする支援員を各校に配置すること。
 - (6) 競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。
 - (7) 特別支援学級の学級編成基準を 8 名から 6 名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に 6 名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。
 - (8) 希望するすべての学校に通級指導教室を設置し、教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。
 - (9) 外国人の子どもへの教育条件の整備をすすめること。
 - (10) 地域の教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進せず、マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。
 - (11) 子どもの安全を守るため、通学路や園児移動経路などの総点検にもとづく安全対策を急ぐこと。学校周辺及び通学路の危険なブロック塀の撤去、「ゾーン 30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。
 - (12) 高等学校生徒通学費補助金の基準を見直し、いっそう拡充すること。
 - (13) 府立学校の耐震工事、エレベーター設置などのバリアフリー化、トイレの洋式化、体育館も含めた空調設備の整備、老朽校舎の改修を促進すること。北桑田高校美山分校は、体育館の耐震改修をはじめ学習環境の改善をすみやかに行うこと。
 - (14) 盲聾支援学校の教育条件整備について、京都府の学級編成基準、教員配置を改善し、定数を大幅に増員すること。
 - (15) 特別支援学校に在籍する子どもの増加にともない、特別支援学校の大規模・過密化対策が必要となっている、宇治支援学校（児童生徒数が令和 4 年度 3 1 5 名）の過密化対策や、丹波支援学校、中丹支援学校の仮校舎の設置を早急に進め、教職員の増員、教育環境の改善をはかること。老朽校舎の与謝の海支援学校、丹波支援学校の建て替え計画を早急に具体化するとともに、それまでの対策を講じること。
 - (16) 支援学校のスクールバスや給食（舞鶴・井出やまぶき・八幡・宇治支援学校）の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。
 - (17) 特別支援学校の教員の未配置解消へ早急な対策を講じること。とりわけ、長年にわたり産休代替等の未配置が続く丹波支援学校について、管理職が担任を持つなどの異常事態が続いており、保護者からも不安の声が上がっている。解消すること。
 - (18) 児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。
 - (19) 子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。
 - (20) 子どもたちを対象とする公演鑑賞や創作活動等の機会を増やす等、支援事業を抜本的に拡充すること。

- (21) 憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす教育を推進すること。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法 19 条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
- (22) 主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとする。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- (23) 子どもの発達に応じた「包括的性教育」を導入するよう国に求めること。生理用品を学校トイレ等に配備すること。
- (24) 公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- (25) 京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。
- (26) 京都府立文芸会館は、貴重な府民の文化拠点、また建物や舞台そのものが貴重な財産である。関係者や利用者の意見を聞き、技術職員体制強化や老朽化対策、修繕を行うこと。
- (27) 北山エリア「シアターコンプレックス」は、設計や管理運営に関係者の要望を反映させるとともに、「にぎわい機能」、ホテル・コンベンションの併設は中止すること。
- (28) 府立歴史館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。
- (29) 文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。

3. 中小事業者支援と一体の賃上げ、正規雇用拡大、地域循環型経済を

- (1) 地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定すること。中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- (2) 「違法・脱法的な働き方を規制し、誰もが安心して働ける京都府づくり条例（仮称）」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策など、違法・脱法的な働き方根絶へ対策を強化し、あわせて正規雇用拡大の計画をつくること。
- (3) 雇止め・リストラ対策を抜本的に強化し、雇用を継続・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府独自の対策を行うこと。「残業は週 15 時間、月 45 時間、年 300 時間まで」という大臣告示の法制化、最低 11 時間のインターバル確保など、労働基準法の改正を国に求めること。
- (4) 雇用調整助成金特例措置を、コロナ対策だけでなく物価高対策として継続し、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長、休業支援金制度の改善など、国に求めること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。

- (5) 高等技術専門校における職業訓練の機能と体制を強化すること。リスキリング（職業能力の再学習）については、国がすすめる労働市場改革の一環として成長分野への労働移動を促進するものであり、京都府において推進しないこと。
- (6) 雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- (7) 障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- (8) 勤労者福祉会館は、老朽化対策と維持・管理の財政措置を行い、存続させること。
- (9) インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内・国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内の消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。京都市内で、受け入れ能力を超える観光客が殺到し、住民生活に重大な支障をきたしているオーバーツーリズムへの対策を、京都市と協力して実施すること。
- (10) 地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。
- (11) 西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- (12) 西陣織・丹後ちりめんの機料品、道具、部品生産について、府として全国の産地や国にも働きかけ、織機づくり、部品など、生産の具体化を図ること。
- (13) 伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- (14) 丹後地域の織物業の最低工賃引き上げについて、現場では徹底が困難な実態があり、府として国とも連携しながら、最低工賃の徹底に責任を持って取り組むこと。
- (15) 文化活動継続補助金を復活させ、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるようにすること。
- (16) 府全体の産業振興を図るため、振興局も含めた経営支援機能、公設試験研究機関の抜本的な機能と体制の強化を図ること。中小企業技術センターについては、体制と機能強化をすすめるとともに、経営支援機能を復活させ、府の全産業を視野において振興を図る拠点として、体制と機能の強化を行うこと。また北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターの検査器機設備の拡充、技術職員の確保や充実などをすすめるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。
- (17) 大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、大店立地法の全面見直し、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、大型店やスーパーの撤退にとまなう、市町村の「買い物難民」対策を府として支援すること。

- (18) 中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。
- (19) 中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。
- (20) 信用保険法の保証割合を、100%保証に戻すよう国に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。
- (21) 暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・向上に資する支援制度を構築すること。
- (22) 公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。
- (23) 京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。

4. コメ農家、小規模農家をはじめ農林水産業を支え、持続可能な地域づくりを

- (1) 「食料・農業・農村基本法」の見直しにあたっては、食料自給率の向上を柱とした農業政策への根本的転換をはかるよう、国に求めること。
- (2) 安定的に米価を維持するために、備蓄米の追加買い入れ、生活困窮者に供給するしくみの創設などを国に求めること。府独自にも、減収補填や所得補償制度の創設などコメ農家を支援すること。「水田活用の直接支払い交付金」の削減中止、法的義務のないミニマム・アクセス米の輸入中止を、国に求めること。
- (3) フードテックについては、いったん立ち止まり、食の安心・安全や食料システムへの悪影響についての検証を行うこと。
- (4) 国連「家族農業10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の拡充をはかること。
- (5) 近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、ウクライナ侵略や急激な円安不況のもと、肥料、飼料、原油高騰などによる農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補填・支援を実施すること。
- (6) 種子法廃止が強行され、国の予算措置がなくなるもとでも、農林水産技術センターや農業研究

- 所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。
- (7) 農産物価格と農家所得を下支えするため、農産物の価格保障制度の確立、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と加入条件緩和を、国に求めること。水田活用交付金の見直しを中止するよう国に求めること。
 - (8) コメの価格保障、所得補償について、府独自にも検討し、とりわけ特裁米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。飼料用米の助成措置について、安定して確保するよう国に求めること。転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを求めること。
 - (9) 画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営は、農地の貸付等は地域の農業者優先ですすめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農とともに個人の農業者にも助成を拡充すること。
 - (10) 新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
 - (11) 鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げなど、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
 - (12) 都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産緑地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。
 - (13) 中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限界集落」も含めた中山間地地域・集落への支援をつよめること。
 - (14) C S F (豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のB S E検査の復活を国に求めること。
 - (15) 飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
 - (16) 茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。霜被害対策を抜本的に強化すること。
 - (17) ウッドショックやロシア産木材の輸入規制の影響等による国内木材流通量の減少、価格高騰の調査、便乗値上げ・買い占めなどの監視を国に求めること。
 - (18) 原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「ひろがる京の木整備事業」(住宅タイプ)補助金については、施主への直接交付にすること。
 - (19) 間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
 - (20) 森林経営管理法にもとづく森林管理システムの実施にあたっては、森林の持つ景観、水源など多

面的な役割の保全や防災上も重要な森林管理のための市町村の体制強化、地産地消の木材活用の推進を支援すること。

- (21) 森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所、地域振興局などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- (22) 漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。放置されている倒木の撤去を急ぐこと。
- (23) 府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。
- (24) クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。
- (25) 府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。
- (26) 「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- (27) TPP（環太平洋経済連携協定）や、NF TA（北米自由貿易協定）、日欧E P A（経済連携協定）などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。

5. 地域と住民の暮らしを支え、安全を向上させる建設・交通行政に

- (1) 人口減少時代において市街地拡張の大型開発を進めず、老朽化している既存市街地の道路・排水等インフラ整備など住み良い市街地作りを進めること。
- (2) 学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設、医療・高齢者介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。
- (3) 住民の理解のもと、土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム・治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。
- (4) 国道の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。
- (5) 在来線の増便などダイヤの充実を鉄道各社に求めるとともに、国に支援策を求めること。鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームド

アの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。JR奈良線で住民合意なく廃止された「生活踏切」を復活・整備すること。

- (6) 地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。
- (7) 府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。民間任せの指定管理制度をやめ、住民の声を生かし自治を尊重した管理に改善すること。
- (8) マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- (9) 世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- (10) 城陽市東部丘陵地開発は一旦立ち止まって見直すこと。山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去させること。違法伐採した保安林は復元させること。
- (11) 府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。府営水道施設のダウンサイジング、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。
- (12) 向日町競輪場の再整備については、大規模スポーツ施設の計画を含め、地域住民や当事者の意見を第一義的に踏まえること。

6. 災害から府民を守り、環境保全対策、原発ゼロと再エネ促進を

- (1) 激甚化する災害に応じた緊急治水対策を講じること。遊水地、遊砂地、山林整備、治山、堤防強化などハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速する「流域治水」対策を講じること。
- (2) 発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策にもとづく避難所の整備・拡充を図るとともに、災害時のコロナ自宅待機者の避難所確保や搬送の体制を強化すること。迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- (4) 水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。
- (5) 宇治川1500トン放流は見直し、各河川の堤防を強化し、大戸川ダムの建設の中止、堤防強化等の促進を国に求めること。
- (6) 原子力防災対策は府内全域を対象とし、避難計画の実効性を確保し、必要な資機材やインフラ整

備対策などの予算確保を国に求めること。初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめ、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。

- (7) 建設アスベスト訴訟で国と建材メーカーの責任を認定する判決が確定したことをふまえ、国に対して全ての被害者の早期救済・解決を求めること。さらなる被害を防ぐために、府としても関連条例の抜本的な改正や、調査のための補助制度の実施など、必要な対策に全力を上げること。
「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル3を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。
- (8) 盛土規制法による規制区域は府域全域にするとともに、具体的な安全点検を強化し、危険箇所に対する指導を強化すること。全ての盛土を総点検し産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講じること。
- (9) 産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。
- (10) ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。
- (11) 有機フッ素化合物PFASは基準値を現行参考値より低減させるとともに廃棄物処分の抜本的強化策を国に求めること。基準超過している綾部犀川周辺の安全対策・農家支援を強化すること。地下水が基準超過している宇治市や八幡市について継続監視・周辺検査を強化し、住民に正確な情報を公表し、健康を守ること。
- (12) 中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- (13) 住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などを推進するとともに、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善すること。
- (14) 絶滅のおそれのある野生動植物保全条例を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- (15) 海岸への漂着ゴミの対策及び廃棄プラスチックの海洋汚染防止対策を強化すること。
- (16) ゴミ収集について、府内4ブロックに広域化し、100トン/日以上的大型焼却工場に集約する「ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」を強行しないこと。

7. 憲法にもとづく人権、平和、地方自治の尊重——府民が主役の府政を

- (1) すべての地域の住民生活と地域経済振興、地域づくりと基礎自治体を支援すること。
- (2) 京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用する

よう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する、さらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。

- (3) 京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であることの周知徹底をはかり、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。
- (4) 被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- (5) 土地利用規制法の府域での対象施設の指定中止、法律の廃止を国に求めること。
- (6) 自衛隊の大規模演習、実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、市民や子どもたちのヘリコプターや車両、艦船への試乗などについて中止を求めること。
- (7) 自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押し付けをやめるよう、国に求めること。自衛隊での府職員研修はおこなわないこと。
- (8) 京丹後米軍レーダー基地について、現在までの米軍の約束違反を検証するとともに、自衛隊を動員した共同軍事訓練、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練は中止すること。米軍関係者の交通事故等は全件を報告するしくみに戻すよう求めるとともに、再発防止・交通安全対策を徹底すること。日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を国と米軍に求めること。
- (9) 2021年1月22日に発効した「核兵器禁止条約」について、日本政府として唯一の戦争被爆国にふさわしく同条約に参加し批准するよう、強く求めること。
- (10) 反共カルト集団である旧統一協会・勝共連合と自民党をはじめとした政党・政治家、地方議員、また文化庁長官を含む政府関係者との関係について徹底究明すること。統一協会に対し、すみやかな解散命令を出すよう国に求め、府としても一切関係を断つ対応を行うこと。
- (11) 地方自治体の財政需要に見合った一般財源総額・地方交付税の拡充を求めること。物価高騰等関連交付金は自治体の自主性を保障し、自由度の高い制度に改善するよう求めること。
- (12) 「デジタル田園都市国家構想」、「自治体情報システム標準化」など、自治体を持つ個人情報や企業のために利活用することは中止を求めること。
- (13) 政府と財界が狙う「道州制」の導入や市町村再編に反対すること。関西広域連合が関西財界とともに推進する都道府県域を超える広域ブロックや権限強化は、地方自治体の役割をゆがめるものであり、また国出先機関の地方移管や「道州制」の検討などは、中止すること。
- (14) 住民や構成府縣市よりも関西財界の利益代弁機関となっている関西広域連合について、あり方そのものの抜本的見直し、廃止も含めた検証を行うこと。